明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（二二九）　二
○総務省組織令の一部を改正する政令（二三〇）　二
○再就職等監視委員会令の一部を改正する政令（二三一）　四
○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三二）　四
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三三）　六
○高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（二三四）　七

〔規　則〕

○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院七）　七

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は埼玉県へ行幸啓になる件（宮内庁七）　七
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務四一七）　七
○バハルダール市上水道整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二一二）　七
○ティグライ州中等学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一三）　七
○坑口地熱発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一四）　七
○カポロ漁港整備計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一五）　七
○ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同三一六）　八
○食糧援助に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一七）　八
○チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同三一八）　八
○ワガドゥグ東南部タンソバイパス道路改善計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同三一九）　八
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁九）　九
○国際戦略港湾の埠頭群の区分等を取り消す件（国土交通八一二）　九

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣人事局組織規則の一部を改正する規則（内閣）　九
指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示（経済産業省）　九

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一、岩手同一、宮城同一、秋田同一、福島同一、茨城同二、栃木同一、埼玉同一、千葉同一、東京同一、神奈川同一、新潟同一、富山同一、石川同一、福井同一、長野同一、岐阜同一、愛知同一、三重同一、京都同一、兵庫同一、奈良同一、和歌山同一、島根同一、岡山同一、広島同一、山口同一、愛媛同一、福岡同一、熊本同一、大分同一、鹿児島同一、沖縄同一）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二

会社その他

三

本号で公布された法令のあらまし

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二二九号）（内閣官房）

1　最近における再就職等規制違反行為の発生の状況を踏まえ、内閣人事局及び再就職等監視委員会の体制を強化するため、内閣の機関及び内閣府の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二三〇号）（総務省）

1　情報通信国際戦略局の所掌事務の一部を情報流通行政局の所掌事務とし、情報通信国際戦略局に置かれている情報通信政策課を情報流通行政局に移管するとともに、情報通信国際戦略局の所掌事務及び同局に置かれる課の所掌事務を変更し、同局の名称を国際戦略局に変更することとした。（第二条、第一〇条、第一七条、第六七条、第六八条、第七二条、第七三条及び第七七条関係）

2　国際戦略局に置く参事官を三人から一人に変更し、情報流通行政局に新たに参事官を二人置くこととした。（第六七条、第七四条、第七五条及び第八六条関係）

3　情報流通行政局の所掌事務及び同局に置かれる課の所掌事務を変更することとした。（第一一条及び第七六条関係）

4　行政評価局に置く評価監視官を七人から八人に変更することとした。（第四〇条関係）

5　行政評価局に新たに行政相談管理官一人を置き、その職務を定めるとともに、同局行政相談課の所掌事務を変更し、同課の名称を行政相談企画課に変更することとした。（第四〇条、第四三条及び第四四条の二関係）

6　管区行政評価局に置かれる第一部及び第二部、関東管区行政評価局及び近畿管区行政評価局に置かれる総務部並びに北海道管区行政評価局に置かれる行政相談部を廃止し、管区行政評価局に新たに総務行政相談部及び評価監視部を置くこととした。（第一三四条関係）